

教職員働き方改革アクションプラン（令和7年2月改訂） 【Q & A】

令和7年2月

Q 1 改訂の趣旨は。

A 「学びの変革」と「学校の在り方の変革」を両輪で進めるため、昨年度、名称も含めて抜本的に見直した教職員働き方改革アクションプランを策定しました。

本年度は、旧プランである教職員多忙化解消アクションプランⅡの総括や、文科省が実施した教員の勤務実態調査等の結果を踏まえ、アクションプランの実効性をより高めるために必要なマイナーチェンジを図りました。

追加Q 1 プランの目的は。

A 第7次福島県総合教育計画に定めた「学びの変革」の実現に向け、教職員の働き方改革の推進により、教職員が本来行うべき業務に集中することができるよう「学校の在り方の変革」を行い、教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って働くことができる持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることを目的としています。

追加Q 2 プランの目標は。

A 4つの目標を達成することで、学校全体の Well-being をかなえる教職員の姿を実現します。

一つ目は、仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合80%以上を目指すこと、二つ目は、質の高い授業をするために、授業の準備や自己研さんのための時間を確保できていると感じる教職員の割合80%以上を目指すこと、三つ目は、全教職員の時間外勤務時間を、月45時間以内かつ年360時間以内にすること、四つ目は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員をゼロにすることです。

Q 2 改訂の概要は。

A 旧プランである教職員多忙化解消アクションプランⅡの総括や、今年度の勤務実態調査等の結果を踏まえ、特に、教職員の負担軽減、持続可能な部活動、地域・保護者の理解・醸成の3つの観点を重視して改訂しました。

Q 2 「教職員の負担軽減」に関する改訂の具体的な内容は。

A 大きく3つあります。一つ目はスクールロイヤーの導入です。令和7年度より、複雑化する学校現場の諸課題に対して、スクールロイヤーが法務の専門的な指導助言を行う体制を整備します。県及び市町村教育委員会、学校の管理職から相談を受け付けます。

二つ目は年次有給休暇の取得の促進です。年次有給休暇の計画的な取得により、教職員が仕事と私生活を両立できる環境を実現するため、管理職も含め、1年間で12日の年次有給休暇取得を目指します。

三つ目は教頭マネジメント支援教員の導入です。市町村立学校の一部ではありますが、校務運営の経験が豊富な管理職退職者等を、教頭マネジメント支援教員として配置することで、教頭が本来重きを置きたい業務にできるだけ注力できるよう、教頭の業務を支援する体制を強化するとともに、教頭の時間外勤務時間の減少を図ります。

追加Q 1 スクールロイヤーの利用方法は。

A 今後、詳細な制度設計を行った上で、関係の要綱等について別途通知する予定です。

追加Q 2 県教育委員会における年休の取得状況は。

A 令和5年度は、教育委員会全体では目標値とする年12日を達成しましたが、管理職の取得は7.8日程度で、知事部局や警察本部等と比べ、著しく少ない状況となっております。

追加Q 3 教頭マネジメント支援教員は一部の学校への導入ということだが、どのくらいの規模か。

A 学級数等を踏まえ、おもに中学校に対して、5名程度の配置を予定しています。支援教員1名につき2校、計10校への配置を見込んでいます。

追加Q 4 他に教頭の負担軽減につながる取組はあるか。

A 学校の施錠解錠時刻の適切な設定や教員以外の人材の活用などからも、引き続き、教頭の負担軽減を図ってまいります。

Q 3 「持続可能な部活動運営」に関する改訂の具体的な内容は。

A 大きく3つあります。一つ目は遠征・合宿・練習試合・合同練習会の在り方に関する内容です。週休日には原則勤務を命じることができないことを踏まえ、土日に計画される遠征・合宿・練習試合・合同練習会について、校長が実施の必要性とともに、期間・場所・内容等を十分精査します。

二つ目は大会等への参加の見直しです。高体連においては、各競技の専門部ごとに、県総合スポーツ大会との抱き合わせの開催など、大会運営も含めた教職員の負担軽減策について検討を進めています。

三つ目は関係団体との協議を進めることです。県教育委員会は、知事部

局の関係課とも連携し、文化部も含め、大会の在り方の見直し等について、関係団体と協議を進めております。引き続き、連携を強化してまいります。

追加Q 1 土日に計画される合宿や練習試合の時間・場所・内容等の精査とはどのように行うのか。

A いわゆる給特法においては、平日・休日とも、いわゆる超勤四項目とされる実習や修学旅行などの学校行事、職員会議、そして非常災害などに必要な業務以外、超過勤務を命じないこととなっています。

土日の大会のうち条件を満たす場合は週休日の振替の対象となりますが、通常の週休日の部活動指導については教員特殊業務手当が支給されています。週休日には勤務が割り振られていないこと、また、週休日の練習試合等の場合の教員特殊業務手当は3時間程度とされていることを踏まえて、期間・場所・内容等について精査した上で、承認してください。

追加Q 2 平日や土日の部活動の練習や土日の大会は、超勤四項目には含まれないのか。

A 週休日に開催される大会のうち条件を満たして週休日の振替の対象となる場合を除いて、含まれません。

追加Q 3 県総合スポーツ大会と高体連の大会を一緒に開催するのか。

A 高体連の各競技の専門部において、各競技の特性等踏まえながら、各競技団体等と連携しながら検討を進めています。

追加Q 4 中学校での休日の部活動の地域移行の進捗状況は。

A 今年1月のアンケート結果では、「地域移行した」が14市町村、「今年度以降見込み」が17市町村、「見通しが立っていない」が28市町村となっています。市町村で協議会を設置して、推進計画策定と保護者への説明をすることについて、今年度末までに100%を目指しています。

追加Q 5 関係団体との具体的な協議の内容は。

A 知事部局のスポーツ課及び県スポーツ協会と協議を行っております。現時点で具体的にお示しできるものではありませんが、文化部の関係団体とも協議の場をもつ予定です。

Q 4 「地域・保護者への理解の醸成」に関する改訂の具体的な内容は。

A 登下校時の対応は、学校以外の主体が中心に対応するため、県教育委員会と市町村教育委員会が連携し、登校後の児童生徒の安全確保や学習サポートなど地域人材を活用することで、教職員の授業の準備等の時間確保を支援する取組の実施を目指します。

追加Q 1 具体的にはどのような取組なのか。

A 「放課後児童クラブ」の朝バージョンのような取組を想定しています。

Q 5 他にはどのような改訂があるのか。

A 主なものとしては、県立高等学校等の入学者選抜におけるウェブ出願の導入や週休日の振替の適切な運用があります。

ウェブ出願については、令和8年度入学者選抜からの導入に向け、本県に最適なシステム構築を目指してまいります。

また、週休日の振替の適切な運用とは、土日とも振替対象の勤務日となるときは、校務に支障がない場合、校長は2日のうち1日は翌週に週休日の振替を指定できるよう、学校の実態に応じて配慮することです。

追加Q 1 入試のウェブ出願について、特別支援学校では導入しないのか。

A 県立特別支援学校についても令和8年度入学者選抜から導入予定です。

なお、県立中学校については、令和9年度入学者選抜から導入予定です。

追加Q 2 授業の対応等があり、翌週に週休日を指定することは難しい。

A 学校の実態に応じて配慮してください。

Q 6 現行プランの新たな取組の成果はどうか。

A 取組ごとの成果等の主なものは次のとおりです。

① 「働き方と勤務の在り方変革事業」については、「学校における課題解決型業務改善の手引き」を作成するとともに、今年度4月に県立学校の校長・副校長向けの研修会を実施しました。また、市町村立学校を含めて管理職向けと働き方改革推進委員向けの研修動画をそれぞれ共有するとともに、希望する県立学校6校に専門家による個別の伴走支援の実施や「みんなで 変わろう！ 変えよう！ 働き方改革通信」の作成により横展開のための情報共有など、様々な取組を行っています。

② 「各学校の教育課程の見直し」については、県立学校においては、令和7年度から見直しを反映させる学校も含めて、学校の実態に応じて、令和8年度以降の見直しに積極的に取り組んでいます。市町村立学校においても、市町村教育委員会ごとに対応しています。

③ 「発出文書の見直し」について、県立学校では、令和6年6月から試行を開始し、県教育庁から共有フォルダにより共有された文書は250を超えています。また、令和7年1月からは市町村教育委員会及び市町村立学校に試行を拡大しています。

④ デジタル採点システムについては、令和6年7月から県立学校において導入し、活用が進んでいます。

⑤ 県立学校において対応している「上限を上回った場合の事後検証の実施」については、関係の学校長と対象職員との面談や業務分担等により、状況の改善につながっている事例が報告されています。